

私立幼稚園就園奨励費補助金

[表2]

区 分	補 助 限 度 額	
	小学校1年生～3年生の兄・姉を有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1年生～3年生の兄・姉を有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第3子以降）
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 244,000円	303,000円
平成23年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 222,000円	303,000円
平成23年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	年額 159,000円	303,000円
平成23年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	年額 111,000円	303,000円
平成23年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,001円以上の世帯	年額 5,000円	

□第三子補助金

さらに、第三子であれば、上記とは別に、年間120,000円（月額10,000円）を補助します。（ただし、幼稚園に支払う授業料を上回ることはできません）

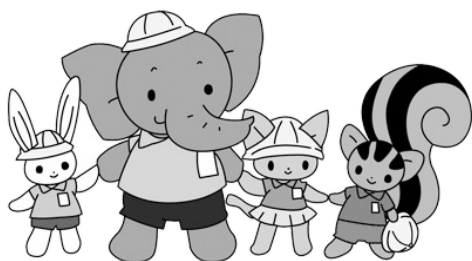
第三子とは、保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上養育している場合で、その出生の最も早いものから順に数えて第3番目以降の児童をいいます。

平成24年度 私立幼稚園 入園説明会



お子さんの入園までの手続きや幼稚園の様子を説明します。当日、お子さんは教職員がお預かりします。ぜひご家族そろってお越しください。

学校法人名	幼稚園名（所在地）	と き	募集定員		連絡先
			年少児	年中児	
知立学園	知立幼稚園（山屋敷町）	9月10日（土） 午前10時30分～11時30分 （受付：午前10時～）	70人	若干名	☎81-1251
	長篠幼稚園（長篠町）		70人	若干名	☎81-3422
	桜木幼稚園（中町）		100人	若干名	☎81-3348
名鉄学園	はなの木幼稚園（昭和）	9月17日（土） 午前10時～11時 （受付：午前9時30分～）	130人	若干名	☎81-3693



※説明会の日程に都合がつかない場合は各幼稚園へご相談ください。

【入園願書の配布】9月1日（木）から

【入園願書の受付】10月1日（土）から

※願書の配布・受付は午前9時から各幼稚園で行います。

【入園年齢】

【年少児】平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ

【年中児】平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ

【年長児】平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ

私立幼稚園就園奨励費補助金

私立幼稚園に在園するお子さんは市から授業料の補助が受けられます。

▶問合せ 子ども課 保育係（内線221）



□補助金を受けるには？

- ① 市民税所得割額をご確認ください。
市民税所得割額確認方法：

・会社にお勤めの方は市民税・県民税特別徴収税額通知書に記載されています。 （紛失、確認不可の場合は税務課市民税係にお尋ねください。）
・それ以外の方は市民課で課税証明書または非課税証明書を発行します。
- ② 補助金額は世帯（父母または祖父母）の合計の市民税の額により次の表のとおり補助金を支給します。
- ③ 補助金は例年6月中に通園先の幼稚園を通して申請を受付けます。
（申込用紙は幼稚園から各家庭に配布され、提出先も幼稚園となります。）
- ④ 補助金は申請した翌年の3月中に支給されます。

補助金の手続きは、通園先の幼稚園で行うため申請漏れの心配はありません。

□平成23年度補助金額

（小学校1年生～3年生までの兄弟がいる場合は次ページ [表2]、それ以外の世帯は [表1] をご覧ください。）

[表1]

区 分	補 助 限 度 額		
	1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 223,200円	264,000円	303,000円
平成23年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 193,200円	249,000円	303,000円
平成23年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	年額 109,200円	207,000円	303,000円
平成23年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	年額 46,800円	175,000円	303,000円
平成23年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,001円以上の世帯	年額 5,000円		

【表1・表2 注意事項】

1. 年度の途中で入退園または転出した場合は、在園月数等に応じた補助金額となります。
2. 父母ともに所得のある場合は、父母の市民税所得割額の合計額が基準となります。
3. 世帯の課税額算定について、幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者（幼児を税法上扶養親族にしている者等）の所得割課税額の合計額が基準となります。
4. 小学校1年生～3年生の兄・姉がいる場合のみ、[表2] の補助金額となります。